

令和6年2月19日

於・特許庁庁舎16階特別会議室＋Web会議室

産業構造審議会知的財産分科会
令和5年度第1回審査品質管理小委員会
議事録

特 許 庁

1. 開会		1
2. 議題 1	審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について	5
3. 議題 2	審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について	12
4. 閉会		29

開 会

○田中品質管理室長 定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会令和5年度第1回審査品質管理小委員会を開催いたします。

私、本小委員会の事務局を担当しております調整課品質管理室の田中でございます。本日は、御多忙の中、皆様御出席いただきまして誠にありがとうございます。

特許庁では、昨年度の本小委員会で頂いた評価・改善提言を基に、特許・意匠・商標の審査の質の維持・向上に取り組んでいるところでございます。今年度も評価・改善提言を頂き、審査品質管理の実施体制の充実、審査の質の継続的改善に向けて、委員の皆様の御意見を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の小委員会でございますが、一部の委員はウェブ会議システムによる御出席となっております。

御発言の際、この会議室に御出席の方は、挙手していただきまして、指名されましたらお手元にごございますワイヤレスマイクを御使用いただくか、机に備え付けのマイクのボタンを押して御発言ください。御発言が終わりましたら再度ボタンを押してマイクをお切りくださいますようお願いいたします。

ウェブ会議システムによる御出席の方は、挙手機能をお使いいただくか、御発言希望の旨をチャット欄に御記入いただき、指名されましたらマイク及びカメラのアイコンをオンにして御発言ください。御発言が終わりましたらアイコンをオフにいただくようお願いいたします。通信環境の問題がありましたら、カメラのアイコンはオフのままでも結構です。音声がかえれないなど何かトラブルが発生しましたら、チャット欄に御記入ください。係の者が対応いたします。

委員長挨拶

○田中品質管理室長 議事に先立ち、委員長選任の御連絡をさせていただきます。本小委員会の委員長は、産業構造審議会運営規則に基づき、益一哉知的財産分科会長より大須賀滋委員を御指名いただいております。つきましては、大須賀委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

○大須賀委員長 大須賀でございます。皆様方、本日は御多用の中、また小雨の中、お集まりいただきましてありがとうございます。特許庁における審査の質の維持・向上につきましては、産業財産権制度の基礎となる大変重要なものであると考えております。

本小委員会では、平成26年度より、特許・意匠・商標の審査について、品質管理の方針や手続きが適切に整備されているか、品質管理体制が適切に整えられているか、方針や手続きに沿った品質管理が適切に実施されているか、といった観点について、評価・検証を行い、さらに、それらの改善に向けて提言を行ってまいりました。

今年度第1回目となります本日の小委員会におきましては、今年度の審査品質管理の実施体制・実施状況について評価を行うとともに、改善提言に向けた討議も予定しております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な御知見や豊かな御経験を基に、活発に御発言いただくとともに、特許庁の審査品質管理の更なる充実化、さらには制度を利用される全ての方々が円滑に事業を進められるように貢献できることを願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

○田中品質管理室長 大須賀委員長、ありがとうございました。以降の議事進行については、大須賀委員長にお願いしたいと存じます。大須賀委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○大須賀委員長 ありがとうございます。

委員の紹介

○大須賀委員長 初めに、事務局から委員の御紹介と配布資料の確認をお願いいたします。

○田中品質管理室長 それでは、本小委員会の委員の皆様を、五十音順に御紹介させていただきます。本日は、

弁理士法人A T E N弁理士・市川ルミ委員、

日刊工業新聞社取締役編集局長・井上渉委員、

北浜法律事務所弁護士・大須賀滋委員、

慶應義塾大学法学部・大学院法学研究科教授・君嶋祐子委員、

株式会社エアロネクスト知財部部長弁理士・澤井周委員、

中村合同特許法律事務所弁理士・鈴木博子委員、

東京理科大学経営学部経営学科教授・椿美智子委員、

青和特許法律事務所弁理士・外川奈美委員、

日本知的財産協会副理事長・山中昭利委員

の計 9 名に御出席いただいております。

今回、澤井委員、山中委員のお二人におかれましては、新たに委員に御就任いただきましたので、よろしければ名簿の順にお一言ずついただければと思います。

澤井委員、よろしくお願いいたします。

○澤井委員 御紹介いただきました、株式会社エアロネクスト知財部部長で弁理士の澤井と申します。まだまだ分からないこともたくさんあると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中品質管理室長 澤井委員、ありがとうございました。続いて、オンラインで出席されている山中委員、よろしくお願いいたします。

○山中委員 日本知的財産協会副理事長を拝命いたしております、株式会社デンソーの山中と申します。私も初めてで、どういうことをやっているのか分からない部分もありますが、微力ながら色々御協力させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○田中品質管理室長 山中委員、ありがとうございました。

本日は、議決権を有する 9 名の委員全員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第 9 条に基づき、本小委員会は成立となります。

配布資料の確認

○田中品質管理室長 次に配布資料の確認をさせていただきます。この会議室においては、お手元のタブレットに資料を格納させていただいております。タブレットの使用方法については、お手元にタブレットの使い方というペーパーがございますので、そちらを御参照ください。ウェブ会議システムによる御出席の方は、事前に送付しました資料を御覧ください。

本日の配布資料は、議事次第・配布資料一覧、委員名簿、資料 1－1 から 1－3 は、令

和4年度改善提言に関する特許・意匠・商標審査の取組状況、資料2－1から2－3は各評価項目についての特許・意匠・商標審査の実績・現況等、資料3は審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）、資料4は審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案、参考資料1は審査品質管理に関する評価項目及び評価基準、参考資料2は令和4年度における品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言となります。

また、委員用の資料もお渡ししておりまして、委員用資料1は品質関連指標、委員用資料2は各委員の評価結果、委員用資料3は審査の質についてのユーザー評価の推移となっております。資料3から4に関する事務局からの説明の際は、会議室のスクリーン及びウェブ会議システムにおいて資料を表示させていただきます。

続きまして、議事の公開についてでございます。本小委員会では、一般傍聴及びプレス
の傍聴につきましては、オンライン傍聴に限って可能としております。

議事録と議事要旨、配布資料については、これまでと同様、特別の事情に該当する場合を除き、特許庁のホームページにおいて公開させていただきます。議事録については、委員の皆様方に、後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○大須賀委員長　ありがとうございました。

特許技監挨拶

○大須賀委員長　それでは本小委員会の開催に当たりまして、桂特許技監から一言御挨拶をお願いいたします。

○桂特許技監　特許庁特許技監の桂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大須賀委員長始め、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本小委員会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。また、平素より特許庁の行政に格別の御理解と御協力を賜っておりますことにも、厚く御礼申し上げます。

本小委員会の開催に当たりまして、私から一言御挨拶申し上げます。

コロナ禍も収束しまして、今は社会経済活動が再び活性化しているところでございます。ビジネスのグローバル展開も加速してございますし、SDGs、あるいはGX、こういった地球規模の社会課題解決に向けたR&Dの動きも大変顕著でございます。こうした中、我が国発のイノベーション創出に向けまして、知財の重要性というものは益々高まってき

していると認識をしてございます。また、近年のA I技術の進展や、あるいはD X、こうした新しい流れというのは、社会全体に大きなパラダイムシフトを起こしつつあるという認識もしてございます。

私ども特許庁におきましても、こうした環境の変化に柔軟に対応しつつ、引き続き迅速かつ高品質な審査を通じまして、ユーザーの皆様方のビジネスをしっかりとサポートしていくべく、全力で取り組んでいるところでございます。

とりわけ近年は、スタートアップ、中小企業、大学を含む様々なユーザーの皆様の期待に応えるべく、各種の支援施策を充実させたり、あるいは必要な制度改正の検討なども進めているところでございます。

本小委員会は今回で10年目を迎えますけれども、これまで毎年、審査の品質管理の実施体制や実施状況につきまして、客観的な御評価を頂くとともに、審査の質の維持あるいは向上に向けまして、貴重な御提言を様々頂いてまいりました。そして、私どもとしましては、これらの御提言を基に、効果的な取組等を検討し、実施に移してきてございます。その結果、ユーザー評価調査におきまして、審査の質に関して高い評価を頂くなど、一定の成果が出てきているところでございます。これも委員の皆様方の御指摘、御助言の賜物でございまして、深く感謝申し上げる次第でございます。ただ、品質については、そうは申しましても道半ばでございますので、本日、限られた時間でございますけれども、委員の皆様におかれましては、活発に御議論いただくとともに、忌憚のない御意見を頂戴できれば幸いでございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大須賀委員長 桂特許技監、ありがとうございました。

議題1 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について

○大須賀委員長 それでは議事に入らせていただきます。最初の議題は、「審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について」であります。

各委員には、事務局から先ほど紹介がありました資料1－1ないし2－3に基づいて、あらかじめ御評価いただき、資料に評価結果の案としてまとめております。資料3について、事務局から説明をお願いいたします。

○田中品質管理室長 ありがとうございます。資料3は、各委員の事前評価を事務局で取りまとめた案となります。

まず、資料構成について御説明いたします。委員の皆様には、評価項目①から⑪まで、それぞれ「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」の4つの中から御評価いただいております。資料3では、例年どおり、各委員の評価の中央値を本小委員会の評価結果（案）として御提示させていただくこととしまして、評価項目ごとに、その他の頂いた評価と併せて記載しております。

その中で、「何々との評価もあった」という記載が末尾にある場合は、その評価をお一人から頂いていることを示しており、「何々との評価も複数あった」という記載がある場合は、その評価を2名の委員から頂いていることを示します。また、「何々の評価も多くあった」という記載がある場合は、その評価を3名または4名の委員の方から頂いていることを示しております。

さらに、評価項目ごとに事前に頂いた委員の皆様の御意見について、御評価いただいた点と、今後期待される点とを、重複する内容をまとめつつ、なるべくそのまま列記しております。

資料3の最終29ページの表を御覧ください。こちらは、特許・意匠・商標審査の品質管理に関する評価の中央値を一覧で示したものとなります。評価項目①から③は、特許・意匠・商標とも「極めて良好」、評価項目④は、特許・意匠・商標とも「概ね達成」、評価項目⑤から⑪は、特許・意匠・商標とも「良好」という評価でございました。

それでは、資料3について、特許の方からまず御説明させていただきます。なお、評価の中央値が「極めて良好」である評価項目①から③につきましては、説明の方を割愛させていただきます。

資料3の2ページの下段を御覧ください。評価項目④は「審査実施体制」でございます。中央値は「概ね達成」でした。評価された点として、審査実施体制の強化、先行技術文献調査事業の活用、先端技術への対応により、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、高品質な審査を実現できる組織体制を概ね確立している、A I 関連発明の効率的かつ高品質な審査を実現するため、A I 関連発明の審査支援チームのA I 担当官を増員するなど、体制強化がなされた点について評価する、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、総特許審査官数としては、昨年と同程度にとどまり、未だ国際的に遜色のない水準の審査官数を確保し、同水準の人員配置を確立しているとまでは言えない、先端技術への対応として、今後も引き続き学会等への参加は努めていただきたい、などの御意見を頂きました。

評価項目⑤は「品質管理体制」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、品質管理体制については、審査部内の案件を横断的に監査する総括担当の品質管理官と、より専門的に監査を行う品質管理官、その品質監査の結果を踏まえて分析・評価を行う品質管理庁内委員会、さらには、品質管理に関する施策の企画・立案を行う品質管理室が、役割分担により機能する体制とされており、良好な品質管理体制が築かれることによって、PDCAサイクルが実効性のあるものとされている、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、特段御意見はございませんでした。

評価項目⑥は「品質向上のための取組」で、中央値は「良好」でした。評価された点として、決裁前のチェック、決裁、審査官間の協議等、複層的な人的チェックによる品質向上のための取組が行われている他、サーチガイドラインや外国特許文献のサーチ関連ツールの充実化等の審査を支える客観的資料の整備による品質向上のための取組も行われている、ユーザーとの適切なコミュニケーションを図るために、審査官に対して面接・電話応対における留意点を改めて周知し、コミュニケーションに関するユーザー満足度向上に向けた対応策の検討を行っている、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、外国特許文献サーチ等の拡充の取組、拒絶理由通知書等の起案の質向上に向けた取組については、審査官間での均質性に差が生じやすい事項であるため、より一層強化し、審査の均質性向上を図っていただきたい、などの御意見を頂きました。

評価項目⑦は「品質検証のための取組」で、中央値は「良好」でした。評価された点として、特許庁内部での品質監査による品質の検証と、外部でのユーザー評価調査やユーザーとの意見交換による品質の検証とが相まって品質検証が行われている、昨年度と比較して企業コンタクトの実績数が増加し、積極的にユーザー等の意見交換を実施している点を評価するなどの御意見を頂きました。今後期待される点として、企業コンタクトや知財関連団体、代理人団体との意見交換会等、引き続きユーザーのニーズの把握への取組が期待される、との御意見を頂きました。

評価項目⑧は「審査の質の分析・課題抽出」で、中央値は「良好」でした。評価された点として、品質監査を通じた分析や審判関連データの分析により、PCT、最初の拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定において、「認定・判断の誤り」や「サーチ漏れ」が指摘されたことを明確にした上で、質の高い審査のための妥当な分析・課題抽出が行われている、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、サーチ漏れの課題が抽出されており、今後とも審査官及び登録調査機関のサーチ能力の向上、サーチツールの開発等に努め

ていただきたい、ユーザー評価調査の結果、優先的に取り組む項目として設定された「判断の均質性」等については、審査官間の判断の均質性を高める施策を引き続き実施していただきたい、などの御意見を頂きました。

評価項目⑨は「評価項目①～⑤の改善状況」で、中央値は「良好」でした。評価された点として、A I 関連発明の審査体制を強化し、さらに「A I 関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクト」において五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表を作成・公開されたことを評価する、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、今後ともA I 関連発明への対応や先端技術についての出願技術動向調査の強化等により産業競争力の強化につながる審査の質の向上に努めていただきたい、などの御意見を頂きました。

評価項目⑩は「評価項目⑥～⑧の改善状況」で、中央値は「良好」でした。評価された点として、特許審査に関するベンチャー企業支援策や事業戦略対応まとめ審査等、企業ニーズに対応した支援を品質管理の内容の一環と捉えて実施されている、拒絶理由通知書の起案に関して、共創の観点から分かり易い起案形式の検討が行われた、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、「判断の均質性」等については、審査官全体の審査の質の向上や審査官間の判断の均質性を高めるような施策を引き続き実施するのみならず、サーチ関連ツールや起案支援ツールのようなツールを活用するなど、より深い検討を実施していただきたい、との御意見を頂きました。

最後に、評価項目⑪は「審査の質向上に関する取組の情報発信」で、中央値は「良好」でした。評価された点は、特許庁ホームページ、意見交換会、国際会合等、国際審査協力、海外の特許庁との協力を通じた国内外への情報発信を継続して行い、かつ、国内外の機関・団体との協力関係を構築している、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、新興国の知財庁職員に対する研修や、品質管理システム構築の支援は継続していただきたい、業務成果に対する国民・産業界の支持がまだまだ少ない。情報発信にも注力してほしい、などの御意見を頂きました。

特許については以上となります。続きまして、意匠の説明をさせていただきます。

○久保田意匠課長 意匠課長の久保田と申します。意匠の説明は、当方よりさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは、評価の中央値が「極めて良好」である評価項目①から③につきましては、説明を割愛させていただき、資料3の12ページの中段を御覧ください。

評価項目④「審査実施体制」でございます。中央値は特許と同様の「概ね達成」でした。評価された点として、前年度と同数の審査官数を確保するとともに、意匠法における保護対象が拡大し、複雑化している中でも、審査システムの機械化といった審査業務の効率化を図っている、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、米国特許商標庁と比較すると約4.3倍の審査量をこなしている一方で、保護分野の拡大等による従来審査とは異なる困難性が予想されるとともに、限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、引き続き実施体制の強化を実施してほしい旨の御意見を頂きました。

評価項目⑤「品質管理体制」でございます。中央値は特許と同様の「良好」でした。評価された点としまして、限られた組織体制の中、他の実体審査国と同様の品質管理の取組を行える体制を整えている、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、監査結果は品質管理委員会の課題分析の基礎となり、かつ品質管理の企画立案を支えるものであるため、より効率的かつ質の高い監査を行えるよう工夫をしてほしい、との御意見を頂きました。

評価項目⑥「品質向上のための取組」でございます。中央値は特許と同様「良好」でした。評価された点として、審査官と決裁者間の案件協議、審査官間の知識共有、各種研修や国内外の展示会参加を通じた能力向上、対面及びオンラインによる出願人とのコミュニケーションの確実な実施、審査官向け各種起案事例集の改訂、類似画像検索技術を活用した検索支援ツールの整備を行っている、などの御意見を頂きました。今後期待される点としましては、審査官による協議、ユーザーとのコミュニケーションの一層の強化、審査支援ツールの開発等の取組を継続してほしい、特に類似画像検索については、AIとの親和性が高いと思われるところ、AI活用の方策を探してほしい、などの御意見を頂きました。

評価項目⑦「品質検証のための取組」でございます。中央値は特許と同様の「良好」でした。評価された点として、品質監査の実施方法に工夫を加え、限られた人員の中でも計画どおりに実施できたなどの御意見を頂きました。今後期待される点として、拒絶理由通知等における審査官とユーザーとの対話をより充実させることが、ユーザーの満足度を上げるのではないかと、との御意見を頂きました。

評価項目⑧「審査の質の分析・課題抽出」でございます。中央値は特許と同様の「良好」でした。評価された点として、特許庁の内部評価・外部評価それぞれの分析のみならず、これら評価調査結果の対比を通じて、「判断の均質性」、「拒絶査定に記載」といった具体的

な課題を抽出し、更なる質の向上に向け様々な取組が行われているなどの御意見を頂きました。今後期待される点として、品質監査やユーザー評価調査を通じて抽出された課題に対し、より具体的な対応策を検討し施策に繋げてほしい、などの御意見を頂きました。

評価項目⑨「評価項目①～⑤の改善状況」でございます。中央値は特許と同様「良好」でした。評価された点として、改正法や審査基準の改訂など変化に伴う対応が十分になされ、案件協議も積極的に行われている。また、審査官向けの研修にも力を入れ、品質管理の基本に関する周知を徹底している、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、現在、ハーグ出願の監査に半数の品質管理官を充てているが、マニュアル整備等により問題の整理がついた段階では、品質管理体制を見直しても良いのではないか、などの御意見を頂きました。

評価項目⑩「評価項目⑥～⑧の改善状況」でございます。中央値は特許と同様「良好」でした。評価された点として、コロナ禍を経て、恒常的なテレワークへの対応を含め、業務環境の変化にも対応できている、意匠法改正に対応した資料施策、品質監査について適切になされている、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、新たな保護対象である画像、建築物、内装の意匠について、審査資料の充実及び複数審査官による案件協議の取組を引き続き強化してほしい、といった御意見を頂きました。

評価項目⑪「審査の質向上に関する取組の情報発信」でございます。中央値は特許と同様「良好」でした。評価された点として、特許庁ホームページ上で審査の質向上の取組に関する各種の情報発信をしていることに加え、定期的に企業との意見交換会を実施するなど、継続的な協力関係の構築に尽力している、海外シンポジウム等において、海外ユーザーにも情報発信している、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、新たな保護対象である画像、建築物、内装意匠の分野の企業に特化した意見交換会を設けると良い、外国特許庁との意見交換や情報収集を引き続き積極的に進めてほしい、といった御意見を頂いております。

意匠は以上となります。続きまして商標の説明をさせていただきます。

○根岸商標課長 商標課長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。それでは商標審査について御説明させていただきます。特許・意匠と同様に、評価の中央値が「極めて良好」である評価項目①から③につきましては、説明を割愛させていただきます。資料3の20ページの下段を御覧ください。

評価項目④「審査実施体制」でございます。中央値は「概ね達成」でした。評価された

点として、各審査室内に、主任指導審査官を新たに設置し、自室の指導審査官や他審査室からの相談及び各種調整対応を行わせることで、審査実施体制の強化を図り、全審査室のフリーアドレス化といった斬新な取組がなされている、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、審査システムにＡＩを活用することを検討するとともに、ＡＩを含む画像生成・処理技術により、類似商標調査や判断に影響があるか等の検討を進めてほしい、などの御意見を頂きました。

評価項目⑤「品質管理体制」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、品質管理を行うための組織がそれぞれ実体上独立して設けられており、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立していることが認められる、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、特段御意見はございませんでした。

評価項目⑥「品質向上のための取組」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、コミュニケーションに関するユーザーの評価について目標を達成し、昨年度と比較して、電子メールを活用したコミュニケーションが大幅に増加したことに対して評価する、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、新たに先行文字商標調査業務へのＡＩ技術の適用可能性を検証するための実証的研究事業を実施した点について、審査業務の効率化が図れることを期待する、などの御意見を頂きました。

評価項目⑦「品質検証のための取組」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、ユーザー評価調査結果に応じた品質向上のための取組の検討を行うために、特に、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」に対する不満回答者に対するフォローアップ調査を実施したことを評価する、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、審査官側の認識のアンケート調査を行い、審査官側とユーザー側との乖離を可視化することは重要な取組であるため、引き続き実施してほしいとの御意見を頂きました。

評価項目⑧「審査の室の分析・課題抽出」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、ユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果から、重点的に取り組むべき項目は、「識別性の判断」、「審査官間の判断の均質性」であり、商標審査基準等の審査の基本方針に従って適切な審査を行うとともに、業界団体や企業との意見交換、審査官間の協議等の取組を充実させることで、判断の均質性を向上させる必要があるとの課題が抽出されている、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、業界団体

や企業との意見交換、審査官間の協議等の取組を充実させることで、判断の均質性を向上させる必要があるとの課題抽出がされているが、当該課題を解決するために更なる検討を期待する、などの御意見を頂きました。

評価項目⑨「評価項目①～⑤の改善状況」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、「商標の拒絶理由横断調査」報告書の活用、商標出願に不慣れな出願人のための出願支援ガイド、商品・役務のサポートツールの提供等により、拒絶理由のかからない出願を促進することによって、その結果として審査業務効率化が図られている、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、新たに先行文字商標調査業務へのAI技術の適用可能性を検証するための実証的研究事業に関し、審査業務の効率化が図れることを期待する、などの御意見を頂きました。

評価項目⑩「評価項目⑥～⑧の改善状況」でございます。中央値は「良好」でした。評価された点として、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」に対する不満層を中心とした電子メールでのアンケートまたは電話でのヒアリング形式でのフォローアップ調査を行い、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取している、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、特段御意見はございませんでした。

評価項目⑪「審査の質向上に関する取組の情報発信」でございます。中央値は「良好」です。評価された点として、国際会合、海外のセミナー、シンポジウムや意見交換会へ参加し、積極的に品質管理の取組を含めた意見交換や情報発信などが行われている、などの御意見を頂きました。今後期待される点として、国際会議等の場を通じて、我が国の先進的な品質管理施策についてアピールするとともに、他国の優れた施策については我が国の実情に応じて積極的に取り入れる工夫をしてほしい、などの御意見を頂きました。

以上でございます。ありがとうございました。

○大須賀委員長 それでは今御報告いただきました本小委員会の評価結果につきまして、御意見のある方は、挙手、あるいは御発言希望の旨を、チャット欄に御記入をお願いいたします。——それでは特に御意見は無いようですので、本小委員会の評価結果につきましては、事務局案のとおりとさせていただきます。

議題2 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について

○大須賀委員長 それでは、次の議題は「審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各

委員の改善提案について」でございます。資料４につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○田中品質管理室長 ありがとうございます。資料４は、各委員からいただきました改善提案を評価項目ごとにまとめたものとなっております。本小委員会としての改善提言につきましては、本日の御審議を基に、追って事務局にて整理させていただきたいと存じます。

さて、資料４について具体的な御審議に入っていただく前に、今回、審査品質管理小委員会がその設置から１０年目の節目に当たるということもあり、審査品質のこれまでの状況を振り返る意味で、事務局の方から、審査の質についてのユーザー評価の推移を概観してまいりたいと思います。

こちら、委員用資料３としてお配りしているもので、スライドの１枚目はユーザー評価調査の報告書の抜粋となります。毎年、特許・意匠・商標の審査の質について、国内外のユーザーの皆様を対象に「満足」から「不満」までの５段階評価で御回答いただいております。そして頂いた御回答につきまして、詳細を分析の上、各種の審査関連施策へと反映させております。グラフを見ますと、全体的な傾向としましては、調査開始から年々、左側の「満足」、「比較的満足」といった、上位評価が増加している傾向が伺えます。一方で、近年は上位評価がやや伸び悩んでいたりと、右側の「比較的不満」、「不満」といった下位評価が一定数残っているという状況が見られます。

続くスライドは、特許の国内出願・ＰＣＴ出願、意匠、商標におけるユーザー評価調査の審査全般と、個別の各評価項目のうち、主なものをプロセスごとに並べ、普通評価以上の割合の推移をまとめたグラフとなっております。

スライド２枚目は、特許の国内出願についてのものです。折れ線は３種類ございまして、青い線は、「満足」、「比較的満足」の上位評価の推移を示しております。年度によって上下動がございますことから、これらの傾向を捉えるため、３年移動平均をとったものを、オレンジ色の線として、青い線に重ねております。また、緑色の線は、「普通」以上の評価の推移を示しております。こちらを見ますと、特許の国内出願に関しましては、「普通」以上の評価の割合は、いずれの項目においても８０％を超えており、中には９０％以上の項目もございます。一方、上位評価の割合では、国内特許文献の調査、拒絶理由通知等の起案の記載の分かりやすさ、面接等が比較的高い割合を示すところ、外国特許文献、非特許文献の調査、判断の均質性といった相対的に評価が低い項目も見られるところでございます。

スライド３枚目は、特許のＰＣＴ出願となります。現在、「普通」以上の評価の割合は、

いずれの項目においても90%以上となっております。一方、上位評価の割合に関しては、国内出願と同様の傾向が見られるところでございます。

スライド4枚目は、意匠の評価となります。現在、「普通」以上の評価の割合は、いずれの項目においても90%以上となっております。一方、上位評価の割合では、拒絶理由通知等の記載の分かりやすさ、面接等の項目が比較的高い割合を示す中、判断の均質性など相対的に評価が低い項目も見られるところでございます。

最後、スライド5枚目でございますが、商標の評価となります。現在、「普通」以上の評価の割合は、いずれの項目においても80%を超えており、90%以上の項目もございます。一方、上位評価の割合では、拒絶理由通知の記載内容、面接等の項目が比較的高い割合を示し、審査官の判断の均質性、拒絶査定に記載内容など相対的に評価が低い項目も見られるところでございます。

これまでの10年の間に、審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」を策定するとともに、審査品質管理小委員会を設置しまして、品質管理の実施体制、実施状況等に対して客観的な評価を受け、それを施策に反映することなどを通じて、「世界最速・最高品質」の審査の実現に向けた努力を続けてまいりました。その結果、お陰様で制度ユーザーの皆様からの審査に対する御評価は大きく向上しております。一方で、相対的に御評価が低く、まだまだ改善の余地のある項目等もございます。注力すべきところをしっかりと見極めて、今後も引き続き「世界最速・最高品質」の審査の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ユーザー評価調査の推移を御紹介いたしました。これらを踏まえつつ、資料4の改善提案について御審議いただけますと幸いです。

○大須賀委員長 御説明ありがとうございました。ただいまのユーザー評価調査の推移の説明について、御質問、御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。——特にないようですので、それでは改善提案についての審議に移りたいと思います。

本日は委員の皆様にご自身の改善提案についてお伺いしたいと考えております。よろしければ委員名簿の順に御発言をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。それではまず、市川委員、よろしくお願いいたします。

○市川委員 市川です。改善提言の前に、まずは、本日は御説明いただきましてありがとうございます。また、御説明いただきましたとおり、品質管理に関する評価結果について、おまとめいただきましてありがとうございます。品質ポリシー策定から10年目に当た

るということですが、品質管理につきまして、目標設定して取組をされてきたということについて大変評価させていただきたいと思います。

改善提案としまして、私ども弁理士という代理人視点から申しますと、特に審査官間の判断の均質性については、現在も改善していただいているところではございますが、やはり人が判断しているということもありますし、審査官も入れ替わるということもありますので、今後も引き続き、改善に向けた取組を実施していただきたいと思います。例えば、AIのようなツールを審査に活用することも考えられると思いますので、そのような取組についても検討していただきたいと思います。また、やはり最近では、日本だけでなく海外にも出願する案件が増えておりますので、外国文献のサーチ等につきましても、ファミリーの出願を考慮しますと、より一層取組を続けていただければと思います。また、改善提案というよりは、代理人としての要望になりますが、審査官とのコミュニケーションで関係することが多く、ユーザーの意見をフィードバックしながら改善してくださっている点については、引き続き改善の取組を実施していただけると良いと思います。

私からは以上です。

○大須賀委員長 市川委員、ありがとうございました。今の御発言に対して事務局側から御説明がありましたらお願いいたします。

○田中品質管理室長 市川委員、貴重な御意見、誠にありがとうございました。御意見を真摯に受け止めまして、今後の品質管理の取組に生かしてまいりたいと思います。

判断の均質性について、今後も引き続き、向上に向けて努めてほしいという御意見頂きました。こちらは審査の質における長年の課題の一つでございまして、これまでもユーザー評価調査等を通じて個別の事例や御意見を収集し、個別分析をするとともに、審査官間の積極的な協議の実施や、審査・審判に関する統計データを審査官に提供するなどの取組を行っておりました。AIなどのツールの活用もお話にございましたけれども、そのような便利なツールの積極的な利用、開発も進めていくなど、今後も判断の均質性向上に資する様々な効果的な取組について、検討を進めてまいりたいと思います。また、外国文献サーチの充実につきましても、これまでも取り組んでいるところでございまして、審査官が使用する検索データベースの拡充ですとか、ハード、ソフトの部分もしっかりやっているところでございますが、引き続き進めてまいりたいと思います。

○大須賀委員長 ありがとうございました。それでは続きまして井上委員、お願いいたします。

○井上委員 井上でございます。ありがとうございます。全体的なお話を少々させていただきたいと思います。ユーザー評価調査全体を見る限り、依然として大変高い水準を維持していると、これはやはり特許庁の取組を高く評価したいと思っております。特に今回、先ほどのデータにもありましたけれども「不満」、「比較的不満」と回答した割合が、三分野とも前年に比べ改善している、特に商標に関しては2.1ポイント改善しております。これは審査全体の質向上が図られていることが確認できるかと思っております。

それを受けての改善策なのですけれども、これは毎年言われていることですが、やはり国際的に遜色のない水準の人員の確保、これを改めてお願いしたいと思っております。それと、今もお話にありましたけれども、AI等、こちらではAI担当官の増強ということを図られたと承知しております。この運用をさらに進めていただいて、できれば「AI専門官」みたいな形で人を置いていただければと思っております。

あと、もう一点なのですけれども、引き続き中小企業やスタートアップ、これの更なる支援をお願いしたいと思っております。皆さん御承知のとおりイノベーションと知的財産保護というのはセットで考えるべきものですから、中小企業、スタートアップ企業によるイノベーションがたくさん生まれるようなサポートを特許庁にはお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○大須賀委員長 ありがとうございます。この点につきまして事務局の方から何か御説明はございますでしょうか。

○田中品質管理室長 御意見ありがとうございます。頂いた御意見の中で、AI技術についての対応という点についての言及もございました。特許庁でも、昨今急増しておりますAI関連技術は、代表的な融合技術でございますが、こういったものについては、技術水準の把握のみならず、様々な技術分野におけるAIの応用状況などを的確に把握する必要があるということから、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携すべく、令和3年に、AI担当官というものを設置しまして、昨年10月には、その体制を強化したところでございます。井上委員の御発言の中で、AI専門官を、というお話がございましたが、こちらに関しまして、現在、AI担当官には、外部有識者等による研修の実施ですとか、最新のAI技術について継続的な知見向上を図っております。さらに、AI関連技術に関する最新の知見を有する外部有識者をアドバイザーとして設置するような案も検討しているところでございます。今後も技術の進展を見極めながら、AI関連発明の効率的かつ高品質

な審査を実現し得る体制整備というのを進めてまいりたいと思います。

また、中小・スタートアップ企業様への支援についても御意見を頂きました。スタートアップを含む中小企業の皆様との企業コンタクトなどは、近年積極的に行うようになっておりまして、実際、意見交換の実施実績も増えているところでございます。特に特許審査部の方では、特許出願ですとか審査の実績を基にしまして、出願人と特許審査官とで意見交換を行っておりますが、その際、審査周辺における各種制度について御紹介をさせていただいたり、審査の課題等について実務レベルでの意見交換を行っております。また、スタートアップ支援を専門とする職員を通じまして、各種知財関連の支援制度の普及も行っているところでございます。なお、来年度からの予定でございますけれども、特許審査部門においては、審査段階における審査官によるスタートアップへのプッシュ型支援といった取組を実施する予定で、準備を進めているところでございます。引き続き、スタートアップを含め、ユーザーの皆様の声に耳を傾けながら、御期待に沿うサービスを検討してまいりたいと思います。

○大須賀委員長 ありがとうございます。それでは次に君嶋委員、よろしくお願いいたします。

○君嶋委員 よろしく申し上げます。私の方も、他の委員から既に御指摘があったところかと思いますが、特許庁における審査の質向上の努力については評価させていただいております。その上での提案でございますけれども、まず第一は、これも他の委員から御指摘があったと思うのですが、特許庁の先行技術調査などにおいてA Iの活用を積極的に行っていただき、審査実務の効率化に繋げていただくとともに、そういった経験を踏まえまして、先行技術調査、新規性や進歩性の判断になると思うのですけれども、一部の法学上の議論として、そういったA I技術での先行技術調査が進むと、当業者概念自体が変わるのではないか、進歩性のハードルが上がるのではないかと、みたいな議論をされる方も一部いらっしゃるわけですが、そういった審査基準を果たして変えるべきなのかどうかということ、是非、各国の情勢を調査しつつ、検討していただくとよろしいかと思います。これが一点目でございます。

それから、二点目としまして、品質管理体制に関して、日本の特許庁と、他国・他地域の特許庁でそれぞれ品質管理の努力をされていると思うのですが、その評価項目を調和・標準化して、日本の特許庁の評価項目を他国に当て嵌めるとどうなるかということ、ユーザーが客観的に判断できるような形、見えるような形にいただけると、より内外特

許庁の品質向上の助けになって良いのではないかと、今後の取組、検討すべき点として、御検討いただければと思います。

以上でございます。

○大須賀委員長 ありがとうございます。今の御発言に対して事務局から何か御説明はございますでしょうか。

○今村調整課長 調整課長の今村です。君嶋先生、どうもありがとうございました。今ありました、例えばA Iを活用していく中で、進歩性のハードルが上がるかどうかとか、そういったところの検討を外国の状況も踏まえてやってほしいということでございましたけれども、我々もここは今後の関心事項でもございますし、海外の情報等も取りながらしっかりと検討させていただきたいと思います。現時点で、すぐに何か問題があるかどうか、課題があるかといったところまでは承知してございませんけれども、A Iの進歩が非常に早いというところもございますので、特許庁としてもフォローしてまいりたいと思っております。以上です。

○大須賀委員長 ありがとうございます。それでは引き続き、澤井委員、よろしく願いいたします。

○澤井委員 委員の澤井です。本日はこのような機会を頂きまして誠にありがとうございました。今回の取組を通しまして、私も改めて審査の質の向上のためにどのようなことを特許庁の方で取り組まれているかということを理解することができました。その上で、知財の実務家として、またスタートアップの者として、三つほど御提案といえますか、御意見を差し上げられればと思います。

まず一つ目がコミュニケーションに関するところでございまして、近年審査の中で、審査官の方と、色々と拒絶理由通知の対応についてコミュニケーションを取らせていただく、それによって特許査定または拒絶理由について我々としてもしっくりくるというところがありますので、そこは引き続き努めていただきたいと思うとともに、近年ですと、ディープテックですとか、また最近ですと、いわゆる動画配信等で、SNS で炎上したりですとか、商標の観点から、どのような商標が識別性があるかというところの判断ですとか、そういったところにつきましても、引き続きユーザーとのコミュニケーションを続けていただきたいと思っております。特にヒアリングにおきましても、特に今、大企業の方がメインだと思うのですが、スタートアップの企業ですとか、スタートアップを支援するエコシステム、例えばベンチャーキャピタルですとか、アクセラレータですとか、そういった

ところにもヒアリングいただきまして、審査の質の向上に繋がる、ひいてはスタートアップの支援に繋がるというところを是非取り組んでいただければと思っております。これが一つ目です。

二つ目につきましては、先ほど何名かの委員の皆様からも御提案いただきましたところ、A I を用いたツールをいかに活用していくかというところが、おそらくこの先課題になるのではないかと思っております。A I を使った調査というものは我々事業サイドでも行っていることがあるのですけれども、やはり近年、生成A I の技術が爆発的に浸透しております、非常に使い勝手が良いツールかと思っております。一方でやはりA I を使った審査、調査におきましても、プロンプトと呼ばれる、こういった命令をA I に入れるかによって、そのアウトプットの質が大きく変わってくると思います。ですので、今後A I を活用する審査におきましても、そういったA I のアウトプットの質をいかに維持していくかというところが重要なポイントになるかと思しますので御意見を差し上げたいと思います。

最後に三つ目ですけれども、ポリシーの話です。私も今回委員に就任してから初めてこういったポリシーの方を、恥ずかしながら拝見させていただきました。記載されていることは非常に普遍的で、今後も変わらないところというのはたくさんある一方で、やはり今後、審査官をいかに確保していくか、あるいは今の日本の人口動態を見ると、やはり今の審査官の数を確保し続けていくというところが難しいですとか、D X、A I 等を活用していくということに当たって、ポリシーの策定からちょうど今年10年になりますので、改めてポリシーについて、何か新しいものを入れるべきかどうか、今後は特許庁として審査をどういうやり方にしていくのかというところを、改めて議論いただいてもいいのではないかと考えたので、こちらの方を意見差し上げたいと思います。

以上になります。

○大須賀委員長 ありがとうございます。今の御発言に対して事務局の方から御説明されることはありますでしょうか。

○根岸商標課長 貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。商標課長の根岸でございます。頂いた御意見の中で、商標の識別性に関する点、それからコミュニケーションに関する点の御意見を頂きました。商標の識別性につきましては、判断の質の向上を図っているところでございます。また、出願人の方々とのコミュニケーションにつきましても、面接や電話に加えて新たに電子メールでの問い合わせ等にも対応してきております。実際に出願された案件以外につきましても、商標の識別性について、各業界の企業や団体の方々

様との意見交換を積極的に行う機会を増やしているところでございまして、このような取組を行いながら、引き続き識別性の判断について質の向上に努めてまいりたいと思います。貴重な御意見ありがとうございました。

○大須賀委員長 ありがとうございます。

○田中品質管理室長 御意見ありがとうございました。御意見頂いたうち、一つ目のコミュニケーションの充実ということで、特にスタートアップ企業様との意見交換、先ほど市川委員、井上委員からもコミュニケーションの関連でお話をいただいたところでございすけれども、先ほど申し上げましたように、スタートアップを含む中小企業の皆様との意見交換、しっかり継続して進めてまいりたいと考えております。

また二つ目で、A Iを先行技術調査等に活用していくという点について御意見を頂きました。我々の方でも、A Iを用いた先行技術調査として、現状、従来型の検索、いわゆる分類ですとかキーワードを用いた検索、とは異なる観点による検索手法としまして、例えば概念検索のような形での導入も進めておりまして、既存の分類での検索といったものと併用することによって、先行技術調査の精度向上などを図っているところでございます。一方で、御指摘ございましたような、A Iを使った場合の検索結果の再現性への課題というところも、A I特有の課題というのも認識しておりまして、こういったものを踏まえた適切な検索手法の確立や、サーチについての品質管理手法についても検討を進めながら、審査の実務の中でA Iを積極的に活用していきたいと考えております。

○今村調整課長 澤井委員、どうもありがとうございました。品質ポリシーの点につきまして、言及があったかと思えますけれども、我々も、世の中の状況を踏まえながら検討していきたいと思います。この10年の間に変わった点としましては、3年ほど前に特許庁のMVV、ミッション・ビジョン・バリューというのを作っております。この中でも特許庁の方針、特許庁がどこに向かってサービスをしていくかというところも書いてございます。こういったところも含めまして、品質ポリシーで追加的に何が必要なのか、といったところも併せて検討してまいりたいと思います。

○大須賀委員長 ありがとうございます。それでは引き続きまして、鈴木委員、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いいたします。全体としましては、大変、皆様、課題抽出や対策を講じたり、取組を特許・意匠・商標でなされていて、それぞれの取組が素晴らしいと思いましたので、その点を評価させていただいております。一方で、特に特許

と意匠について、幾つか提案をさせていただきました。

一つは特許について、品質管理、分析、検証に関することで、特定の技術分野の検証等を行ってはどうかということで、全体としての審査の均質化の取組をされているということとは理解しておりまして、ただ、新しい技術分野ではどうなっているのか、ということを考えてみました。新しい技術分野というのは知識レベルですとか判断がばらつく可能性があると思いましたので、もしそのような状況が考えられるのであれば、分野に注目した、例えばAI発明ですとか、今の新しい物に注目した品質管理や分析、検証等も審査の均質化の方法として有効なのではないかと思いました。

意匠につきましては、コミュニケーションに関することを挙げさせていただいております。意匠は全件が基本的には未公開案件になっていると思いますので、審査官がテレワークの際にコミュニケーションを取りにくいという難点もあり、具体的には、出願人や代理人が電話で連絡を取った際に審査官がテレワークの場合、実体的な話を電話で行うことができないということがあるのですけれども、最近では一部、例えば補正案の送付前の連絡等をメールで行うことが可能になったということも伺っております。さらに、例えば実体的な内容をメールで連絡可能にするなど、更なる手立てを講じていただけると、コミュニケーションがよりスムーズになるのではないかと考えましたので、その検討をお願いしたいと思っております。またそのようなコミュニケーションが、現在も可能なのであれば、もしくは将来的に可能になるのであれば、例えば問い合わせの電話をした時に、そのような手段もあることを、出願人に電話してきたタイミングで伝達されると、よりコミュニケーションがスムーズになるのではないかと考えております。

それからもう一点、意匠に関しては、案件協議をより多くされているということを見て感じておりまして、審査官間の判断の均質化に役立つものと考えており、大変ありがたいことだと思っております。案件協議をしたことによって、実際に審査官が効果を感じることも重要であると思いますので、審査官が案件協議によって効果を感じているのか、といった効果の分析も行った上で、より効果的な頻度や、協議の方法を今後検討していただきたいと考えております。

私からは以上になります。

○大須賀委員長 ありがとうございます。今の御発言について事務局の方で何か御説明はございますでしょうか。

○久保田意匠課長 意匠課長の久保田です。御意見頂きありがとうございます。2点、御

意見頂いたと認識しております。

1点目、意匠は未公開状態の案件を対象にして審査をしている、一部ハーグ出願については公開済みの状態になっておりますので、そちらについては公開状態のものではありませんけれども、まだまだ多くが未公開状態であると、そういった中で、審査官がテレワークの状況下でも、即日何らかの形、例えば、例で挙げられましたのが、メールでもそういった実体的な内容をやり取りできるようにという検討はどうかと御意見を頂戴いたしました。

現状、秘密の状態のものを扱うということで守秘義務の関係もあり、メールでの実体的なやり取りというのは情報漏洩のリスク等も考えられるところから行なっていない状況ですけれども、それ以外の何らかの方法、技術的な手当等も今後は技術進展に伴ってあり得るかもしれませんので、これについては何らか改善できるような手立てがないか、引き続き検討してまいりたいと思います。

2点目、案件協議を意匠では積極的にやっておりますけれども、その効果を審査官が体感できるようにデータなり定量的なものがあつた方が、という御指摘だと理解しました。

こちらについて、今、私共で考えておりますのは、毎年ユーザー評価調査をやっており、そのアンケート項目の中に均質性に関する項目も含まれておりますから、まずはそちらの結果を見て、審査官の日頃の取組がどのようにユーザー様に受け止められているかというところを把握しつつ、その他にも、もし我々が内部で取れるデータで何らか審査官が均質性に関して効果を実感できるようなものがあれば、ぜひ分析してまいりたいと考えております。

○大須賀委員長 ありがとうございます。それでは続きまして、椿委員、お願いいたします。

○椿委員 東京理科大学の椿でございます。全体といたしましては、私もこの10年間で品質管理の体制を整えていただいて、よく行なってくださっていると評価しております。ただ、社会がこのAI技術の発展などで非常に急激に変化しておりますので、それが申請にも影響を与えていると思っております、それに対しても十分対応してはいただいているのですけれども、さらに引き続き対応していただければと思っております。そして、改善提案に関してですが、特許に関しましては、特に評価項目⑦の品質検証のための取組に関することで、判断の均質性がずっと問題になっていると思うのですけれども、均質性を欠くとされた対象事例を具体的に把握するなどして原因を追究して、その対応策を検討することを行なってくださっているのですけれども、それも適切だと思いますので、引き続

き、より良くしていただきたいということが一点です。

それから意匠につきましては、これも評価項目⑦なのですが、それでも、「判断の均質性」それから「拒絶査定に記載」につきまして更なる向上を目指して、七つの対策が取られているのですが、それぞれの対策によって、どのくらいの改善があったのかが分かるような表示をしていただければと思っております。

それから最後、商標に関しましては、これもやはり検証のところに非常に焦点が置かれておりまして、これに関しまして、ユーザー評価調査と、それから審査官向けの調査の両方を行なったださっていて、審査官間の均質性、それから識別性の判断に関するユーザーの問題意識とかニーズに対して、これまでの取組は勿論継続していただいて、それとともに、審査官の自己認識との乖離の分析から、さらなる対策の検討を行なっていて、さらにその対策の実施を行なっ、ユーザーが納得できるような審査を進めていただけることを望んでおります。

以上でございます。

○大須賀委員長 ありがとうございます。それでは今の御発言について事務局の方から何かございますでしょうか。

○久保田意匠課長 御意見頂きありがとうございます。意匠に関して、「判断の均質性」・「拒絶査定に記載」についての七つの対策について、それぞれどの程度の改善があったか分かるような提示を、と御指摘いただきました。

こちら、七つあるわけですが、その内の、例えば近年の法改正に伴う改訂意匠審査基準の遵守、それから次の、新たな保護対象の審査における複数審査官による案件協議の実施、この二つについては、法改正によって品質が低下することのないようにするための取組ということなので、ビフォーが、何か悪かったからそこを改善するといったような類いのものではありませんから、こちらについては改善効果を示すことが難しいかと考えております。それから六つ目の、審査官向けの品質管理に関する研修において周知徹底を図る、こちらについても、例えば人事異動等があっても組織として品質管理の運用を徹底するための取組という、維持していくための取組なので、こちらも改善効果を示すことは難しいかと考えています。それから三つ目の、案件協議を通じた審査官間の判断の均質性の向上、それから五つ目の、拒絶査定における判断理由を分かりやすく記載する、それから最後の、起案事例集の改訂とそれを審査官に情報展開すること、こちらについては、まさにユーザー評価調査でユーザーの方々からその効果をお答えいただくというようなこと

ろもありますので、来年度のユーザー評価調査を待ってお示ししたいと考えているところです。残る四番目、類否判断の適正化のための案件協議ですが、こちらは2022年の秋から実施しているものですから、今年度のユーザーアンケートにも結果が一部反映されているかと考えております。その結果を見ますと、以前は意匠の類似幅がちょっと狭いといったコメントを頂いていたのですが、今年度はそういったコメントが見られなかったという事実がございますので、我々としても、やはり何らかそういった取組の効果が表れているのかなと感じているところでございます。私からは以上になります。

○根岸商標課長 商標で御意見頂いた点について、回答させていただきます。ユーザー評価調査と審査官向けアンケートを行なっていて、その両者の間に乖離があるのではないかとという点で御意見をいただきました。こちらの乖離分析につきましては、識別性の判断や審査官間の判断の均質性、審査基準と便覧との均質性という点について、審査官の評価よりも、ユーザーの方々の評価の方が低く、乖離が大きいと確認しております。識別性の判断、審査官間の判断の均質性に関しましては、企業等との意見交換や協議の推進によって対策を講じているところでございますけれども、審査基準、便覧との均質性に関しましては、頂いた御意見も踏まえまして、次年度に改善のための取組について検討してまいりたいと考えます。御意見ありがとうございました。

○田中品質管理室長 最初に、判断の均質性についての取組をしっかりやってほしいという御意見頂いたところでございます。先ほども申し上げましたが、判断の均質性向上は長年の課題の一つでございますので、どのようなところに要因があるのかというところを、個別事例ですとか、ユーザーの方々から頂く御意見を基にして、しっかり分析の方を進めていくとともに、積極的な協議の実施や、審査・審判に係る情報共有、そういった取組を引き続き進めて、ユーザーに御満足いただけるように、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○大須賀委員長 ありがとうございます。それでは引き続きまして、外川委員、お願いいたします。

○外川委員 ありがとうございます。青和特許法律事務所、外川でございます。本日はこのような品質管理に関する評価結果を取りまとめくださりましてありがとうございます。各評価を拝見いたしますと、11項目ある中で、審査実施体制以外は、ほぼ「極めて良好」、「良好」がほとんどでございまして、特許・意匠・商標全般にわたりまして、国際的に見てもかなり高いレベルの審査が行われているということを伺い知ることができ、その点、

高く評価をさせていただいております。ただ一つ気になるのは、審査実施体制の項目だけが、やはり全般的に「概ね達成」とか、評価が低い傾向にあるかと思っております、特に商標に関して申し上げますと、公表されている資料拝見いたしますと、審査官の方は、米国特許商標庁や韓国特許庁に比べますと、かなり区分数にしても、多くの審査負担があるという結果が出ているようでございます。そのような中で、審査処理速度を非常に上げてくださっております、6ヶ月を切る、切らないのレベルにまでなっていることは、審査官の皆様の素晴らしい御努力に基づくものかと思いますが、ただ、審査負担の軽減という観点からは、皆様も仰っていらっしゃるように、AI技術の活用等が望まれるのかなと思っております。スピードに関しましては、商標に関してはもうかなり目標は達成できていると思いますので、次に期待させていただきましますところは、やはり審査官の方の判断の均質性でございます。先ほど何名かの方から識別力に関する御提案を頂いておりますが、私の方からはそれに加えて、商標の類否判断に関する均質性も、期待させていただいていることを申し添えさせていただきたいと思っております。やはりユーザーの立場からいたしますと、商標の権利化戦略を練る時に、これがどう類似度判断されるのか、というところは非常に気になるところでございまして、審査基準や審査便覧等に則った、論理的かつ首尾一貫した審査を希望しております。そのような中で判断のばらつきをなくすために、商標の分野におかれましても、案件協議を多数なさっていると伺っておりますが、ただ、以前資料を拝見させていただきましたところ、数字的には特許・意匠に比べると、少ないようにも見受けられました。ただ、実際にはやっつけらっしゃるということでございますので、やっつけらっしゃる協議に関しましてもう少し可視化、見える化できるようにされてもよろしいのかなと感じました。

最後に、商標において審査実施体制の強化で、主任指導審査官という方を設置されたということでございますので、今後このような方が品質管理におきましてどのように活躍いただけるのか、注目してまいりたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○大須賀委員長 ありがとうございます。今の御発言について、商標課長お願いいたします。

○根岸商標課長 商標につきまして貴重な御意見ありがとうございます。幾つか頂いたものについて述べさせていただきたいと思っております。まず、商標審査官の体制についてでござ

いますが、適切な人員確保につきましては引き続き進めるとともに、御意見頂きましたとおり、諸外国と比較しますと日本の審査官1人当たりの処理件数は高いということで、こちらにつきましてはこれまでの処理を促進するための効率的な審査体制の構築というところの効果の一つではないかと考えてございます。今後も、審査業務の効率化を進めていきまして、また、審査官の育成なども含めまして、審査体制の充実を図っていきたいと考えてございます。また、諸外国の審査状況、体制の状況につきましても、引き続き注視していきたいと考えてございます。

それから、審査官間の判断の均質性について、識別性だけではなく、類否判断も含めてということですが、判断の均質性という観点で見ますと、ユーザー評価調査の経年の変化を見ていきますと、年々改善傾向に向かっていると認識してございます。今年度は先ほどもコメントいただいた主任指導審査官を設置したり、全審査室のフリーアドレス化等も含めまして審査環境を改善し、協議をよりしやすい審査体制の強化を図っております。主任指導審査官ですが、審査官向けに、商標の審査部門内でヒアリング、アンケートを実施し、状況を把握しまして、その対応として、自室の指導審査官の相談対応や審査官が他の審査室に案件の相談をしに行きやすくするという点で、より指導審査官が相談しやすい体制を作り、他の審査室の窓口になれるような者を配置したというものです。審査部内の意見を踏まえ設けたものでございまして、審査官同士の協議をしやすい審査体制の構築の一環で、主任指導審査官を設けているところでございます。

もう一点、協議件数につきましてコメント頂きましたところ、実際に商標の関係で実施している協議件数、こちらの公表につきましては、どのような形で公表するのが審査の均質性の担保というところで効果があるのか、適正なのかという点も含めまして、引き続き検討させていただきたいと思っております。御意見ありがとうございました。

○大須賀委員長 ありがとうございます。それでは引き続きまして、山中委員、お願いいたします。

○山中委員 山中です。皆様に言っていたこととかなり重複しておりますので要点を絞っていききたいと思います。まず、私ども企業に属している者から見ると、審査の均質性というところもあるのですが、やはり内外の審査の均質性も非常に気になるところでして、一つの案件に対して、国ごとに最終的な権利が変わってくるところはやはり非常に後々大変なところがありますので、外国との均質性というところを特に言っていきたいと思っております。そういう点で、文献も、日本を中心に出示していただくところと、あとは外国の文献

もあるのですが、今後、やはり中国ですとかU Sの文献というのがかなり増えてくる中で、日本以上に外国の文献を重視していただけると、特に後々、似たような文献だけど違う観点での拒絶理由というものがなくなるのではないかと思います。

あと、審判段階と審査段階との判断というところもコメントさせていただきました。そこにつきましても、審判であった判断基準が審査の中にも後々反映されていくような形になると、後で覆るようなことが極力少なくなるのではないかと思います。

あと、審査段階の評価基準等、定性的定量的な目標値を持って示していただけると、後々、確かに変化したなとか、向上したなというところが分かる形になると、ユーザー側としてもかなり信頼感がまた上がると思います。是非そこもお願いできればと思っております。

簡単ですが以上になります。

○大須賀委員長 ありがとうございます。今の御発言につきまして、品質管理室長お願いいたします。

○田中品質管理室長 山中委員、御意見、御提案ありがとうございます。国内と外国との判断の均質性ということで御意見、御要望等を承りましたが、いわゆる内外乖離と呼ばれている、国内と外国での判断の乖離につきましては、特許庁の方でも重視しておりまして、特にユーザーの皆様の様々な事業活動にも大きな影響を及ぼすというところから、対象案件の要因分析、課題抽出、さらに、審査室へのこういった情報のフィードバック等、様々な取組の方を実施してきているところでございます。一方でデータの方を見ますと、発割割合自体は年々減少傾向が見られるというところであり、また、審査官の判断というよりも、むしろ国ごとの審査基準ですとか運用の違いに起因すると考えられるケースも多数存在しているということが確認できているところでございます。引き続き要因分析の方を継続するとともに、御指摘ありましたような外国文献調査の充実なども併せてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

また、審判段階での判断と審査段階での判断、こちらもできるだけ同じになるように、という御要望でございますが、我々の方もできるだけ齟齬がないように、審査段階できっちり対応できるということが大切だと考えております。審査の質の維持・向上に向けて、現在でも異議申立ですとか、拒絶査定不服審判におきまして、審査と審判で結論が異なった事件を中心に、どういうところが判断異なった要因であるのか、そういったところを審査部へフィードバックするという取組を進めているところでございます。また、審査部と審判部でも、定期的に、関係する審査室・審判部門とで意見交換などを実施しまして、そ

それぞれの審査室・部門で直面している課題や対策についての情報交換、知見共有ということも継続的に行っているところでございます。こういった取組を引き続きしっかり進めてまいりたいと考えております。

○大須賀委員長　ありがとうございます。それでは最後に私の方からも2点ほど申し上げたいと思います。

1点目は政策課題との関係ということでございます。特許庁はいわゆる政策官庁ではなく実施官庁という位置付けであろうと理解しております。その意味で利用者ニーズに適正迅速に応えるということが何よりも重要であって、そのために審査についての品質管理にも力を入れておられると考えております。しかしながら、他方で政府や省としての政策課題が技術的事項の発展と結びつきながら実施されているという場合もあるかと思われ、例えば現在ではGXに関する技術等がそのような位置付けになるのではないかと考えております。そのような分野におきましては、政策課題実現に資する新たな技術が今後新たに特許等として出願されてくるということも十分予想されるところでございます。従いまして、そのような動向にいち早く適切に対応するためには、品質管理の面で申せば、PDCAサイクルのPLANの段階において、特許出願技術動向調査のテーマの選択、あるいは国際会議における議題の選定、のような場面におきまして、現行の政策課題の実現に資する新たな技術を意識したプランの策定をお願いしたいと考えております。

2点目は10年目の振り返りという点でございます。特許・意匠・商標の各部門とも、審査の品質管理について、PDCAサイクルによる運用が定着し、またユーザー評価調査という利用者の意見を取り入れた品質改善についての取組も進んでいるものと理解しております。このように品質管理制度の運用としては、概ね順調に進んでおると考えておりますが、本委員会も制定10年目の節目を迎えておりますところから、この間の委員会での各種の提言を踏まえて、各部門において、取り組まれてきた成果と今後の課題について、今一度、各部門が全体として集まって、庁全体としての総括をされても良い時期ではないかと考えております。その中で、先ほど他の委員からも御指摘がありました、品質管理制度の根幹をなす品質ポリシー、あるいは品質マニュアルにつきましても、見直すべき点があれば、その点の検討もしていただければいいのではないかと考えております。

私の方からは以上であります。それではさらに御意見等おありの方がいらっしゃいましたら、挙手あるいはチャットへの記入をお願いいたします。——それでは特にないようでございます。今日はたくさんの改善提案頂きましてありがとうございました。

各委員から頂きました改善提案につきましては、今年度残りの審査品質管理、あるいは来年度の計画策定に生かしていただきたいと考えております。

それでは最後に、今後のスケジュールにつきまして事務局から説明をお願いいたします。
○田中品質管理室長 ありがとうございます。次回の委員会でございますが、本日皆様から頂きました改善提案に基づいて、本小委員会の改善提言、及び「審査品質管理小委員会報告書（案）」につきまして御審議いただく想定でございまして、3月15日金曜日の開催を予定しております。

一方、審議会の開催形式に関しましては、会議を開催する必要性が乏しい場合などは書面開催も可能となっております。もし、委員の皆様が、本日の委員会にて十分な審議が尽くされ、追って事務局で作成する本委員会の改善提言、及び「審査品質管理小委員会報告書（案）」の審議については、会議を開催する必要性が乏しいとお考えでございましたら、御参集いただくことなく、書面形式で一定期間に御審議いただくということも可能でございます。なお、書面審議の場合でございしても、事務局側で作成いたしました報告書案について、委員の皆様概要を御説明させていただくとともに、内容についての質疑ですとか、御意見を踏まえて報告書案を修正等行うことも可能でございまして、実質、委員会開催の場合と同様の議論を行っていただけるものと考えております。

以上でございます。

○大須賀委員長 ありがとうございます。今、事務局の方から今回の開催形式について、書面での審議の提案を頂きましたが、この件につきまして、委員の方、何か御意見はございますでしょうか。——今の御説明を聞きますと、書面審議におきましても十分皆様方の御意見を反映できる形にできるかと思っておりますので、それでは次回につきましては書面審議ということで開催させていただきたいと考えております。スケジュールにつきましては、追って事務局から連絡していただくということになろうかと思います。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会令和5年度第1回審査品質管理小委員会を閉会いたします。本日は、長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会